

第1章

バリアフリー基本構想の作成にあたって

1－1 基本構想作成の経緯と目的

1－2 基本構想の位置づけ

1－3 基本構想の計画期間

第1章 バリアフリー基本構想の作成にあたって

1－1 基本構想作成の経緯と目的

本格的な高齢社会を迎える中、誰もが安全に安心して移動できるバリアフリー環境の必要性が高まっています。

本市においては、市の玄関口であるハピラインふくい春江駅（以下、春江駅）は、1日当たり約2,000人の乗降客が利用していますが、エレベーターや身障者対応トイレなどがなく、駅舎のバリアフリー化が課題となっています。

また、駅舎と西口広場との間にも移動の支障となる高低差や傾斜があることから、春江駅及び西口広場の連続的・一体的なバリアフリー化が課題となっています。

このような背景を踏まえ、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めることを目指し、春江駅及び西口広場を含む春江駅周辺地区を対象として、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するものです。

基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区^{※1}）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

なお、「高齢者、障がい者等」には、高齢者、障がい者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障がい者）のみならず、認知症当事者、妊産婦、けが人及びそれらの家族等が含まれます。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設^{※2}、生活関連経路^{※3}及び特定事業^{※4}を位置づけます。

※1 「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間を徒歩で移動することが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※2 「生活関連施設」

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※3 「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

※4 「特定事業」

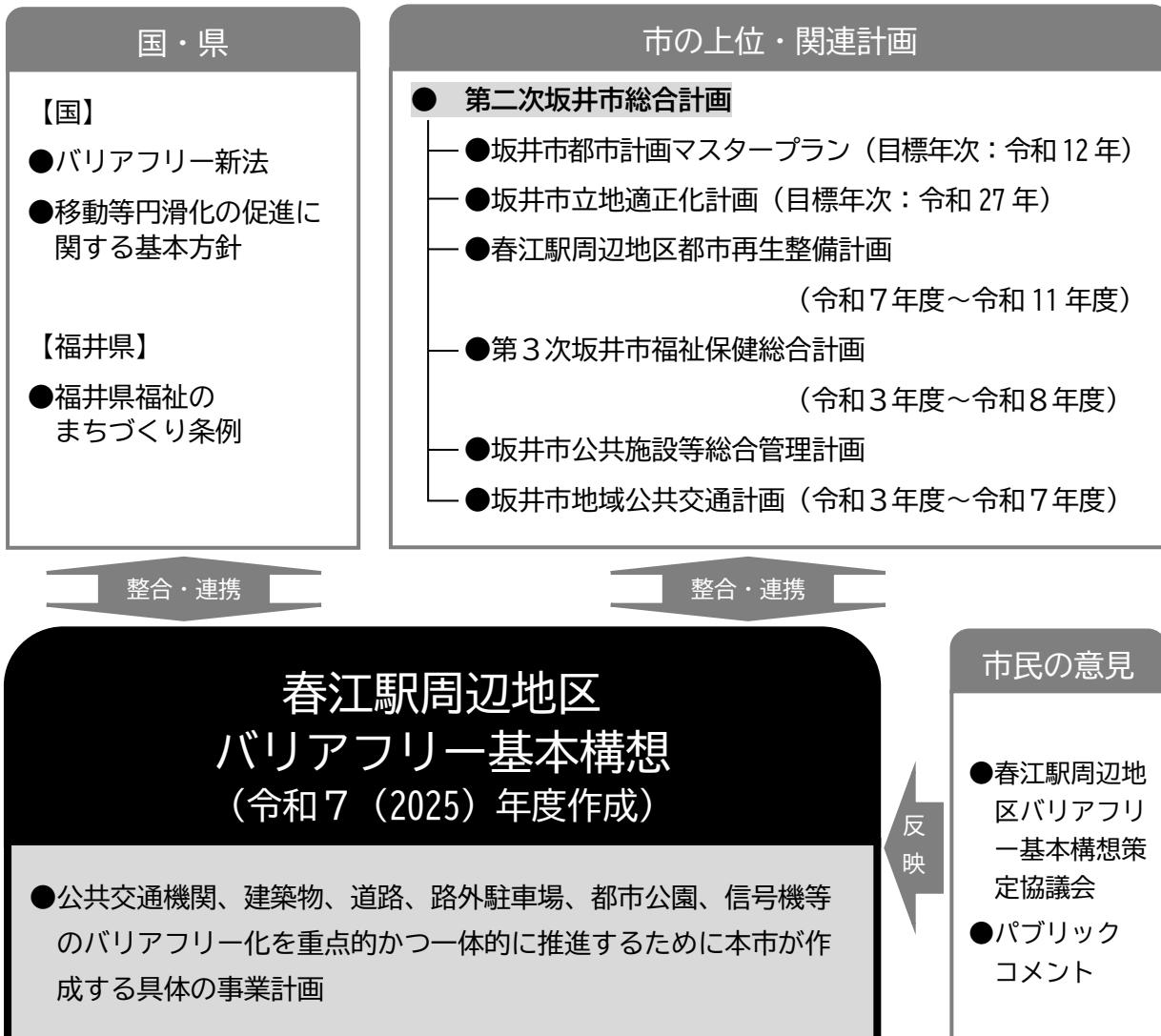
生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するための事業

1－2 基本構想の位置づけ

この基本構想は、バリアフリー新法に基づいて本市が定めるバリアフリー基本構想と位置付けます。

また、作成にあたっては、坂井市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、春江駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会での審議やパブリックコメントを通じて、市民の意見の反映に努めます。

■バリアフリー基本構想の位置付け



1－3 基本構想の計画期間

基本構想の目標年次は、令和17（2035）年度（おおむね10年後）とします。

また、協議会において基本構想の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。